

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】令和3年5月13日(2021.5.13)

【公開番号】特開2019-130114(P2019-130114A)

【公開日】令和1年8月8日(2019.8.8)

【年通号数】公開・登録公報2019-032

【出願番号】特願2018-15833(P2018-15833)

【国際特許分類】

A 6 3 F 5/04 (2006.01)

【F I】

A 6 3 F 5/04 5 1 6 F

A 6 3 F 5/04 5 1 2 D

【手続補正書】

【提出日】令和3年3月30日(2021.3.30)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

各々が識別可能な複数種類の識別情報を変動表示可能な可変表示部を備え、

前記可変表示部の変動表示を停止することで表示結果を導出し、該表示結果に応じて入賞が発生可能なスロットマシンにおいて、

通常区間から遊技者にとって有利な有利区間に移行させる有利区間移行手段と、

前記有利区間のゲーム数を計数するゲーム数計数手段と、

遊技者に対して付与された遊技用価値から遊技者が遊技に使用した遊技用価値を減算した遊技用価値の純増数を計数する純増数計数手段と、

前記有利区間のゲーム数が第1所定数に到達することで成立する第1条件及び前記有利区間の開始以後の特定契機を起点とする現在までの遊技用価値の純増数が第2所定数を超えることで成立する第2条件のうち少なくとも一方の条件が成立した場合に前記有利区間を終了させて前記通常区間に移行させる有利区間終了手段と、

を備え、

前記特定契機は、前記通常区間から前記有利区間に移行した後、遊技用価値の純増数が0よりも小さくなっている状況から遊技用価値の純増数が増加傾向に変化した契機であり、

前記有利区間終了手段は、前記有利区間において前記第1条件が成立したか否かを判定し、前記第1条件が成立したと判定した場合に、前記第2条件が成立したか否かを判定することなく、前記有利区間を終了させて前記通常区間に移行させる、スロットマシン。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 0 4

【補正方法】削除

【補正の内容】

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 0 5

【補正方法】変更

**【補正の内容】****【0005】**

本発明は、有利区間において更新される数値に応じて当該有利区間が終了する構成において改良を施したスロットマシンを提供することを目的とする。

**【手続補正4】****【補正対象書類名】明細書****【補正対象項目名】0006****【補正方法】変更****【補正の内容】****【0006】**

上記課題を解決するために、本発明の請求項1のスロットマシンは、  
各々が識別可能な複数種類の識別情報を変動表示可能な可変表示部を備え、  
前記可変表示部の変動表示を停止することで表示結果を導出し、該表示結果に応じて入賞が発生可能なスロットマシンにおいて、

通常区間から遊技者にとって有利な有利区間に移行させる有利区間移行手段と、  
前記有利区間のゲーム数を計数するゲーム数計数手段と、  
遊技者に対して付与された遊技用価値から遊技者が遊技に使用した遊技用価値を減算した遊技用価値の純増数を計数する純増数計数手段と、  
前記有利区間のゲーム数が第1所定数に到達することで成立する第1条件及び前記有利区間の開始以後の特定契機を起点とする現在までの遊技用価値の純増数が第2所定数を超えることで成立する第2条件のうち少なくとも一方の条件が成立した場合に前記有利区間を終了させて前記通常区間に移行させる有利区間終了手段と、  
を備え、

前記特定契機は、前記通常区間から前記有利区間に移行した後、遊技用価値の純増数が0よりも小さくなっている状況から遊技用価値の純増数が増加傾向に変化した契機であり、

前記有利区間終了手段は、前記有利区間において前記第1条件が成立したか否かを判定し、前記第1条件が成立したと判定した場合に、前記第2条件が成立したか否かを判定することなく、前記有利区間を終了させて前記通常区間に移行させる  
ことを特徴としている。

この特徴によれば、有利区間が開始したときを起点とする遊技用価値の純増数が第2所定数を超えていない場合でも、遊技用価値が増加に転じてからの遊技用価値の純増数が第2所定数を超える場合には有利区間が終了することとなるため、有利区間中の遊技用価値の純増数だけでなく、有利区間開始後の遊技用価値の純増数も第2所定数を基準とした範囲に制限することができる。また、有利区間のゲーム数が第1所定数に到達することで成立する第1条件が成立している場合に、有利区間の開始以後の特定契機を起点とする現在までの遊技用価値の純増数が第2所定数を超えることで成立する第2条件が成立したか否かの判定を行わずに済むため、第2条件が成立したか否かの判定に係る制御を簡素化する  
ことができる。